

薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について

1 背 景

- (1) 平成 15 年 12 月 8 日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となることである。しかしながら、合同専門調査会を開催し、審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。
- (2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会等の他の調査会に属する専門委員等の参加が必要であると考えられる。

2 運 営

(1) WG の設置

動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の合同調査会に微生物等を専門とする委員による WG を設置する。

(2) WG の構成

WG は、両調査会及び他の専門調査会に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。

(3) 評価結果の取り扱い

WG の評価結果を合同調査会の評価結果とする。また、WG の検討状況は、適宜、両調査会の専門委員に報告する。